

監察官・ 総務課	I R事業者等への対応方針(案)等について	令和2年12月10日
<p>1. 趣旨</p> <p>「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、カジノ管理委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務の公正な遂行について国民に疑念を抱かれるおそれのないよう、委員長及び委員(以下「委員等」という。)並びに事務局職員(以下「職員」という。)がI R事業者等と面談等を行う際のルールとして、「I R事業者等への対応方針」を策定するもの。</p> <p>また、「カジノ管理委員会議事運営規程」を改正し、特定の議案に係る委員等の退席の申出等に関する規定を追加するもの。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>(1) I R事業者等への対応方針(委員会決定・訓令)の策定(別添1、別添2)</p> <p>委員等又は職員が、I R事業者等(特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第3章から第10章において規定される許認可等を受けた者及び監督の対象となった者並びに将来これらの者となる可能性がある者と認められる者をいう。以下同じ。)と面談等(委員等又は職員とI R事業者等との面談その他の接触であって、儀礼的な挨拶にとどまらず、その職務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。以下同じ。)を行う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として執務室内で行い、職員が同席(職員のみ場合は複数で対応。) ○ 面談等の頻度や情報提供等について、特定のI R事業者等に不当に有利又は不利にならないよう留意。 ○ 電話、メール等によるやり取りは、日程調整等の事務連絡等必要な範囲にとどめる。 ○ 面談等の記録を作成し、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)等に基づき適切に保存。 <p>また、I R事業者等への対応において国民に疑念を抱かれるおそれがあると認められる状況があった場合、その内容を報告。</p> <p>(2) カジノ管理委員会議事運営規程(委員会決定)の一部改正(別添3)</p> <p>委員等は、会議の議案の公正な審議について国民に疑念を抱かれるおそれがあると判断するときは、事前に委員会に申出を行い、委員会が認めるときは、当該委員等は退席。</p> <p>3. 施行期日</p> <p>いずれも、基本方針の決定日から施行する。</p>		

カジノ管理委員会委員長及び委員の I R 事業者等への対応方針（案）

〔令和〇年〇月〇日〕
カジノ管理委員会決定

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和〇年〇月〇日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）に基づき、本方針を定める。

（目的）

第 1 条 本方針は、カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）が、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「I R 整備法」という。）に基づく許認可等を行う立場にあることから、その所掌事務の公正な遂行について国民に疑念を抱かれるおそれのないよう、カジノ管理委員会委員長及び委員（以下「委員等」という。）の I R 事業者等への対応の透明性の向上等に資する必要な措置を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第 2 条 委員等が、I R 事業者等への対応を行う場合においては、「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成 13 年 1 月 6 日閣議決定）1（6）に準じて行動することとするほか、本方針によることとする。

（定義）

第 3 条 本方針において、「I R 事業者等」とは、I R 整備法第 3 章から第 10 章において規定される許認可等を受けた者及び監督の対象となった者並びに将来これらの者となる可能性がある者と認められる者をいう。

2 本方針において、「面談等」とは、委員等と I R 事業者等との面談その他の接触であって、儀礼的な挨拶にとどまらず、その職務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。

（面談等における対応）

第 4 条 I R 事業者等と面談等を行う場合には、以下のとおり対応することとする。

- 一 面談等は、原則として執務室内において行うこととする。ただし、I R 整備法の実施のために必要な事務を行うために、執務室外において施設の視察その他の情報収集等を行う必要があると認められる場合はこの限りでない。
- 二 面談等は、原則として委員会事務局（以下「事務局」という。）職員を同席させて行うこととする。
- 三 I R 事業者等と面談等を行う場合には、あらかじめ、その旨を事務局に連絡することとする。
- 四 面談等の時間設定や頻度、情報提供等については、特定の I R 事業者等を優遇し

ているとの疑念を生じたり、特定の I R 事業者等に不当に有利又は不利になることがないように、留意することとする。

五 I R 事業者等との電話、メール又はファックスによるやり取りについては、日程調整等の事務連絡、委員会からの求めによる情報又は資料の提供等にとどめるものとし、この場合であっても、原則として、個人の携帯電話等は使用しないこととする。

(面談等の記録の作成及び公表)

第 5 条 面談等を行ったときは、別紙様式により、面談等の記録を作成し、その内容については、可能な限り面談等の相手方の確認を受けることとする。

2 面談等の記録は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）及び「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）等に基づき、面談等を行う業務の目的に応じて設定した保存期間に沿って適切に保存することとする。

3 面談等の記録は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求があったときは、同法の規定に従い、不開示情報を除いて開示されることとする。

(その他)

第 6 条 委員等は、I R 事業者等への対応において国民に疑念を抱かれるおそれがあると認められる状況があった場合は、その内容等を、事務局を通じて委員長に報告することとする。

附 則

この決定は、令和 2 年〇月〇日から施行する。

(別紙様式)

I R事業者等との面談等の記録

面談等の対応者	
日 時	
場 所	
相手方	
面談等の目的	
面談等の内容	

カジノ管理委員会事務局職員の I R 事業者等への対応方針（案）

〔 令和〇年〇月〇日 〕
〔 カジノ管理委員会訓令第〇号 〕

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和〇年〇月〇日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）に基づき、本方針を定める。

（目的）

第 1 条 本方針は、カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）が、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「I R 整備法」という。）に基づく許認可等を行う立場にあることから、その所掌事務の公正な遂行について国民に疑念を抱かれるおそれのないよう、カジノ管理委員会事務局職員（以下「職員」という。）の I R 事業者等への対応の透明性の向上等に資する必要な措置を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第 2 条 職員が、I R 事業者等への対応を行う場合においては、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）、国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）の規定を遵守するとともに、本方針によることとする。

（定義）

第 3 条 本方針において、「I R 事業者等」とは、I R 整備法第 3 章から第 10 章において規定される許認可等を受けた者及び監督の対象となった者並びに将来これらの者となる可能性がある者と認められる者をいう。

2 本方針において、「面談等」とは、職員と I R 事業者等との面談その他の接触であつて、儀礼的な挨拶にとどまらず、その職務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。

（面談等における対応）

第 4 条 I R 事業者等と面談等を行う場合には、以下のとおり対応することとする。

- 一 面談等は、原則として執務室内において行うこととする。ただし、I R 整備法の実施のために必要な事務を行うために、執務室外において施設の視察その他の情報収集等を行う必要があると認められる場合はこの限りではない。
- 二 面談等は、原則として複数の職員により対応することとする。
- 三 面談等の目的、相手先、日時、場所及び所要時間をあらかじめ上司に報告し、その承認を得ることとする。
- 四 面談等の時間設定や頻度、情報提供等については、特定の I R 事業者等を優遇しているとの疑念を生じたり、特定の I R 事業者等に不当に有利又は不利になること

がないよう、留意することとする。

五 IR事業者等との電話、メール又はファックスによるやり取りについては、日程調整等の事務連絡、委員会からの求めによる情報又は資料の提供等にとどめるものとし、この場合であっても、原則として、個人の携帯電話等は使用しないこととする。

(面談等の記録の作成及び公表)

第5条 面談等を行ったときは、別紙様式により、面談等の記録を作成し、その内容については、可能な限り面談等の相手方の確認を受けるとともに、課室内に共有することとする。

2 面談等の記録は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)等に基づき、面談等を行う業務の目的に応じて設定した保存期間に沿って適切に保存することとする。

3 面談等の記録は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があったときは、同法の規定に従い、不開示情報を除いて開示されることとする。

(その他)

第6条 職員は、IR事業者等への対応において国民に疑念を抱かれるおそれがあると認められる状況があった場合は、その内容等を上司に報告することとする。

附 則

この訓令は、令和2年〇月〇日から施行する。

(別紙様式)

I R事業者等との面談等の記録

面談等の対応者	
日 時	
場 所	
相手方	
面談等の目的	
面談等の内容	

○ カジノ管理委員会議事運営規程（令和2年1月10日 カジノ管理委員会決定）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議長） 第2条（略） 2 委員長に事故があるときは、整備法第221条第2項に規定する委員長を代理する委員（<u>第11条第1項において「委員長代理」という。</u>）が議長となる。</p> <p><u>（委員等の退席）</u> 第11条 委員長又は委員（以下この条において「委員等」という。）は、<u>会議の議案の公正な審議について国民に疑念を抱かれるおそれがあると判断するときは、当該会議が開催される前に、委員長（当該委員等が委員長であるときは委員長代理）を通じて委員会に対して申出を行う。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の申出が会議の議案の公正な審議について国民に疑念を抱かれるおそれがあると認めるときは、当該議案の審議の間は当該委員等を退席させる。</u></p> <p>（細目の委任） 第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関する手続の細目については、必要に応じて委員長が定める。</p>	<p>（議長） 第2条（略） 2 委員長に事故があるときは、整備法第221条第2項に規定する委員長を代理する委員が議長となる。</p> <p>（新設）</p> <p>（細目の委任） 第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関する手続の細目については、必要に応じて委員長が定める。</p>